可児市農業委員会第9回農業委員会総会議事録

開催日時

平成29年8月4日(水)午後1時30分から3時00分

開催場所

可児市役所 5 階全員協議会室

農業委員

菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、 井藤 平榮、 勝野 英俊、 日比野泰成、 二宮 章二、 鈴木 啓之、 奥村 武司、 續木 明彦、 渡邉 千春、 山田 照男 浅野 忠、 三宅 祥雅、 奥村 久光、 長谷川謙司、 溝口 茂、 鈴木 好則、

農地利用最適 化推進委員

可児すみ子、 栗本 京治、 溝口 知春

欠席委員

兼松 君子、 髙木 伸敏

事 務 局

事務局長 渡辺 達也

課 長 堀部 建樹、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴

議 案

案 第 42 号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について

第 43 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について

第 45 号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について

第 46 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対 する決定について

議 長

開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。

事務局 議案書の削除をお願いします。

議案書6ページ、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号9、10ページ、議案第44号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についての受付番号1の案件は取り下げとなりましたので、報告させていただきます。

議 長

平成29年第9回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の農業委員の欠席委員は、11 番兼松君子委員、12 番髙木伸敏委員の 2 名であり、 只今の出席委員は 12 名で、定足数に達しております。

また、推進委員の欠席委員は、0名であり、出席委員は9名です。

これより、平成29年第9回可児市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、4 番井藤平榮委員、5 番勝野英俊委員の両名を指名します。

議長

日程第 2、議案第 42 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する 意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第42号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説

明させていただきます。今回は2件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の今渡の方が、共同住宅1棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字池下外 1 筆、地目は田、畑で、面積は合計 1113 ㎡、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の北側は共同住宅、東側は水路、西側は一体利用する農地、南側は水路となっており、平成 29 年 10 月 10 日から平成 30 年 3 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としまして、隣接する雑種地及び山林を一体利用して共同住宅1棟を建築する との計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝を通じ雨水幹線へ排水、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水は公共下水道に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、第5条 受付番号16と同時申請しており、本案件と一体利用して共同住宅1棟を建築します。

受付番号2の案件は、申請人の川合の方が、一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野の一部、地目は畑で、面積は1371 ㎡のうち421 ㎡、農振区域外の農用地区域外の農地で申請地の東側は一体利用する申請人の宅地と申請人の畑、西側は一体利用する申請人の宅地、南側は申請人の宅地、北側は道路となっており、許可後平成30年1月31日までの計画としての申請です。

転用事由としまして、隣接する宅地を一体利用して一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水は公共下水道に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処 し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の発言をお願いします。

受付番号1について、会長ですが担当地区ですので1番菱川が報告します。

共同住宅 1 棟を建築するという申請です。雨水排水は道路側溝、水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水は公共下水道に接続。農業用水への影響はなしです。

現地確認をした結果、水路がありましたが、土地改良の同意がありませんが、事務局ど うなっていますか。

議長

事 務 局

土地改良の区域には入っておりません。雨水の排水先ですが、側溝を通じて雨水幹線に 合流ということで、農業用水への放流はしないということです。

議 長

それでは、2番川合お願いします。

大澤委員

受付番号2について2番大澤が報告します。

屋敷畑として使っている畑の一部に、個人住宅を建てるという申請です。本宅と合わせて既に駐車場の建物が建っており始末書が添付されておりますし、周りには農地がないということで許可してもいいと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 2、議案第 42 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する 意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第3、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第43号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地 転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 16件の申請があります。

受付番号1の案件は、貸人の広見の方と、借人の各務原市の方との間に使用貸借権を設定し、借人が一般個人住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字竹腰、地目は畑、面積は290 ㎡、農振区域内の農用地区域外の 農地で、申請地の東側は畑、南側は道路に隣接した水路、西側は宅地、北側は畑となって おり、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、借人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、ひろみ保育園にこにこまで200m、市役所支所中恵土連絡所まで360mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地同意書が添付されており、雨水排水は市排水路、上 水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水は公共下水道に接続。農業用水への影響 はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、譲渡人の御嵩町の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅3棟を建築するため許可を求めるものです。

土地の概要は、平貝戸字西見田、地目は田、面積は 542 ㎡、農振区域内の農用地区域内の農地で、申請地の東側は田、西側は道路、南側は道路、北側は畑となっており、許可後6 ケ月までの計画です。

転用事由としましては、譲受法人が分譲住宅3棟を建築するものです。

農地転用許可区分は、名鉄明智駅から 290mとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地同意書が添付されており、雨水排水は土地改良排水路、上水道は東側道路に整備済みの埋設管に接続、下水は合併処理浄化槽で処理し排水路に放流、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地は平成29年1月20日付けで農振農用地から除外されておりますが、転用 事業者が変更になったことに伴い、農家分家住宅から分譲住宅3棟へ事業の変更申し出が あり、農業委員会に対し可児市長から8月1日付けで受理された旨の報告がありました。

受付番号3の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の土岐市の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が太陽光発電施設を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字大萱外 4 筆、地目は田と畑、面積は合計 1,697 ㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の西側は一体利用する宅地と水路、南側は田、北側は山林、東側は山林、東西に走る道路を挟む形で申請地が位置しています。許可後 6 ケ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が太陽光発電施設を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、雨水排水は市排水路に、上下水道は接続不要、水路管理者として排水の同意書が添付されており、農業用水への影響はなし となっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、貸人の土田の方と、借人の今渡の方との間における使用貸借権の 設定で、借人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字町屋、地目は畑、面積は372 ㎡、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の北側は貸人の畑、西側は貸人の畑、南側は道路、東側は宅地となっており、平成29年9月中旬から 平成30年1月31日まで の計画としての申請です。

転用事由としましては、借人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水は公共下水道に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号5の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の菅刈の方外1名との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字往還北、地目は畑、面積は304 ㎡、農振区域外の農用地区域外の 農地で、申請地の東側は雑種地、西側は畑、南側は道路、北側は宅地となっており、許可 日から6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は終えており、雨水排水は道路側溝、 上水道は前面道路側から、下水道は公共下水道に接続、農業用水への影響はなしとなって いることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号6の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の愛知県小牧市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が飲食業店舗駐車場への進入路を整備するものです。

土地の概要は、土田字渡の一部、地目は畑、面積は 129 ㎡のうち 26 ㎡、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は一体利用する宅地、西側は譲渡人の畑、南側は一体利用する宅地、北側は道路となっており、許可後平成 29 年 9 月 15 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が飲食業店舗駐車場への進入路を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます

受付番号7の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字渡、地目は畑、面積は153.88 ㎡、農振区域外の農用地区域外の 農地で、申請地の東側は道路、西側は畑、南側は畑と宅地、北側は譲渡人の畑となってお り、許可後 6 ケ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は終えており、雨水排水は道路側溝、 上水道は前面道路側から、下水は公共下水道へ接続。農業用水への影響はなしとなってい ることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号8の案件は、譲渡人の土田の方外2名と、譲受人の土田の法人との間における 売買による所有権の移転で、譲受法人が温泉施設駐車場を整備するため転用許可を求める ものです。

土地の概要は、土田字大脇外 4 筆、地目は田と畑、面積は合計田が 2,677 ㎡、畑が 1,032 ㎡、農振地域外の農用地区域外の農地で、北側の申請地の東側は山林と畑、西側は道路、南側は畑、北側は畑、南側の申請地の東側は道路に隣接した用悪水路、西側は道路、南側は道路、北側は雑種地となっており許可後 6 ケ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が温泉施設駐車場を整備するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに駐車として整備を行い利用しており、始末書 が添付されています。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の

- 一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。
- 一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水へ の影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、本案件は、3月29日に許可を受けて造成工事が始まり、5月から駐車場として使用していたが、手続きに不備があることが判明したため、始末書を添付した上で追認許可を求めるものです。

受付番号9の案件は、取り下げになっております。

受付番号 10 の案件は、譲渡人の羽島市の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間に おける売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅 2 棟を建築するため転用許可を求 めるものです。

土地の概要は、下恵土字東林泉、地目は畑ですが現況は田、面積は434 ㎡、農振地域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は田、西側と南側は道路に隣接した用悪水路、北側は畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が分譲住宅2棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は終えており、雨水排水は道路側溝、 上水道は南側道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は公共下水道に接続。農業用水への 影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

土地改良の同意ですが、資料はなしになっておりますが、ありに訂正してください。

受付番号 11 の案件は、譲渡人の下恵土の方外 4 名と、譲受人の美濃加茂市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が 4 区画に宅地分譲するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字助太郎外2筆、地目は畑、面積は合計987 ㎡、農振地域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は道路に隣接した水路、南側は宅地と畑、北側は宅地となっており、許可後6ケ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が 4 区画に宅地分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域及び第2種住居地域となっていることから、立地 基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上水道は東西の前面道路に整備済 みの埋設管に接続、下水道は公共下水道へ接続、農業用水への影響はなしとなっているこ とから特に支障になることはないと思われます。

また、土地改良の同意ですが意見書が添付されております。

受付番号 12 の案件は、貸渡人の下恵土の方と、借受人の下恵土の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字野区路、地目は畑、地積は 269 ㎡、農振地域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸渡人の畑、西側は道路、南側は一体利用する山林、北側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、借受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判

断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上水道は北側道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は公共下水道に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、現在現地に防火水槽がありますが、市が撤去することになっております。

受付番号 13 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の川合の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が建設業資材置場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田、地目は田、面積は1,922 ㎡、農振地域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路に隣接した用悪水路、西側は道路、南側は用悪水路、北側は田となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が建設業資材置場を整備するとの計画であります。 農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断 されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

土地改良の同意ですが、資料はなしになっておりますが、ありに訂正してください。

受付番号 14 の案件は、譲渡人の徳野南の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、徳野南1丁目、地目は畑、面積は289 ㎡、農振地域外の農用地区域外の 農地で、申請地の東側は畑、西側は畑、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後平 成30年1月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第2種中高層住居専用地域となっていることから、立地基準判定 は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は終えており、雨水排水は道路側溝、 上水道は北側道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は公共下水道に接続、農業用水への 影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 15 の案件は、譲渡人の名古屋市の方と、譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字野市場、地目は畑、面積は199 ㎡、農振地域外の農用地区域外の 農地で、申請地の東側は畑、西側は道路に隣接した用悪水路、南側は宅地、北側は宅地と なっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は終えており、雨水排水は道路に埋設の雨水幹線に排水、上水道は西側道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は公共下水道

に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 16 の案件は、譲渡人の今渡の方外 1 名と、譲受人の今渡の方との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が共同住宅 1 棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字池下、地目は現況が田の雑種地、面積は130 ㎡、農振地域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は一体利用する申請者の畑、西側は道路、南側は水路、北側は一体利用する山林となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が隣接する山林及び田を一体利用して共同住宅1棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝を通じ雨水幹線へ排水、上水道は西側道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は公共下水道に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、4条受付番号1と同時申請しており、本案件と一体利用して共同住宅1棟を建築 します。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願います。

受付番号1、中恵土お願いします。

4番井藤が報告します。

山田委員

受付番号1について、14番山田が報告します。

申請地は畑ですが、周りは住宅地になります。前面道路に沿って市の排水路があり、農業用水への影響はないと思われます。問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。受付番号2、平貝戸お願いします。

栗本委員

受付番号2について、推進委員8番栗本が報告します。

概要につきましては、事務局の説明どおりです。北側は畑、東側は耕作していない水田 でした。問題ないと思います。

議長

ご苦労さまでした。受付番号3、久々利お願いします。

續木委員

本日、久々利の担当者が欠席ですので、受付番号3について、10番續木が報告します。 既に近くに太陽光発電の設備が設置されておりまして、現地は荒廃農地山林化しており、近隣に農地らしきものもなく、問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。受付番号4から8土田お願いします。

井藤委員

受付番号4ですが、一般個人住宅を建築するという申請です。雨水は道路側溝へ、上水 道は接続済みの埋設管に接続、下水は公共下水に接続、農業用水は通っておりません。問 題ないと思います。

続きまして受付番号5ですが、売買により一般個人住宅を建築するという申請です。 隣地所有者の説明は済んでおります。雨水は道路側溝へ、上水道は前面道路側から、下 水道は公共下水道に接続、農業用水は通っておりません。問題ないと思います。

続きまして受付番号6ですが、駐車場への進入路を整備するという申請です。上下水道は接続不要、雨水は道路側溝へ、隣地の説明は済んでおります。近くに農業用水もありませんので影響はなしとなっております。

続きまして受付番号7ですが、隣地所有者の説明は済んでおります。雨水は道路側溝へ、 上水道は前面道路側から、下水は公共下水道へ接続。周りに水田はありませんし農業用水 も通っておりません。問題ないと思います。

続きまして受付番号8ですが、先ほど事務局から説明がありましたが、3月初旬に農業 委員会で審議し県に進達しましたが、その後手続きに不備があることが判明し取り下げ、 新たに申請が出されました。始末書が添付されております。隣地への説明は済んでおりま す。雨水は道路側溝へ、近くに農業用水はありませんので問題ないと思います。

議 長 可児(勉)委員

ご苦労さまでした。受付番号10から13下恵土お願いします。

3番可児が報告します。

受付番号 10 ですが、立地基準判定、一般基準判定につきましては、先ほど事務局から 詳しく説明があったとおりです。分譲住宅 2 棟を建築するという申請です。

続きまして、受付番号 11 ですが、4 区画に宅地分譲するという申請です。先ほど事務局から説明がありましたが、土地改良の同意ですが、日付を後にして提出されています。

続きまして、受付番号 12 ですが、一般個人住宅を建築するという申請です。先ほど事務局から説明がありましたが、防火水槽がありますが市が撤去するということです。

続きまして、受付番号 13 ですが、担い手がいないということで、こういうかたちで申請が出されました。立地条件等につきましても、先ほど事務局から説明があったとおりです。

続きまして、受付番号 14 ですが、一帯は区画整理されたところで一部畑が残っており、 そこに一般個人住宅を建築するという申請です。問題ないと思います。

議長

浅野委員

ご苦労さまでした。受付番号15、16今渡お願いします。

推進委員1番の浅野が報告します。

受付番号 15 ですが、一般個人住宅を建築するという申請です。雨水排水の道路側溝がありませんでしたが、道路に埋設の雨水幹線に排水ということです。

続きまして、受付番号 16 ですが、4 条受付番号 1 と同時申請です。共同住宅を建築するという申請です。上水道は前面道路から、下水道は公共下水道に接続で問題ないと思います。

議長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、 ご質問等はございませんか。日比野委員どうぞ。

日比野委員

受付番号 11 ですが、転用理由のところで意見書は不要になっておりますが、先ほどあるということでしたが、そこがどうなっているのかがひとつ、もうひとつは受付番号 12 で防火水槽を撤去されるということですが、消防法の関係のことはよろしいでしょうか。 事務局お願いします。

議長

事 務 局

11番についてお答えします。こちらは平成20年に一度申請がありまして、そのときに土地改良区の区域から除外をされました。土地改良区と打合せをしたところ、一度は区域外になりましたので意見書は提出しないというご意向でしたが、その後意見書としては出

すということに変わりまして、区域からの除外済なのでなしということの意見書が出され たということになりました。

12 番ですが、現在埋まっております防火水槽については防災安全課で撤去するというところまでしか確認しておりません。

日比野委員

それでよろしいですか。

事 務 局

今年予算化して撤去するということは確認しておりますが、その先、どこに代替を設けるかまで確認をしておりません。

日比野委員

結果、大丈夫かどうかということを確認すべきだと思いますが。

議長

事務局、どうぞ。

事 務 局

言われることはもっともだと思いますが、事務局としましては農地法としてはどうなのかということが観点になってきます。防災安全課で撤去して大丈夫という判断をされていいということになっておりますので、農地法にのっとたうえで事務局が意見を申し上げることは範囲を超えておりますので大丈夫と言わればそれまでです。

日比野委員

撤去するということを言っているから大丈夫ということですね。了解します。

事 務 局 記

議長、よろしいですか。

議長

どうぞ。

事 務 局

今、防災安全課に確認に行っておりますので、その旨回答しますのでお願いします。

可児(勉)委員

事務局、お願いします。12 番の案件ですが、防火水槽を撤去してその後どうするかという話ですが、これは農業委員会から超えているような気がしますが。この辺りに消火栓がたくさんあるので利用するのではと思いますが。農業委員会としては、その辺の判断は現地確認しても分かりませんのであしからず。

事 務 局

今の防火水槽の件ですが、防災安全課のほうで先に道路上に消火栓を設けまして、その 後に防火水槽を撤去するということですので、ご質問の件はクリアできるということで す。

議長

日比野委員、よろしいでしょうか。

日比野委員

了解しました。

議長

そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3議案第43号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を 伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、 ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第 5、議案第 45 号「土地現況確認申請書(非農地)の承認について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第45号、土地現況確認申請書(非農地)についての内容を説明させていただく前に、非農地とはなにか説明させていただきます。非農地とは特に建物が建っている場合については20年を経過した場合に非農地かどうか判断をさせていただいております。土地

の現況確認としては建物が建っている場合は20年という基準があって、それを基に県に 進達するものです。今月は3件の申請があります。

受付番号1の案件は、光陽台の方が所有する畑です。

土地の概要は塩字寺井、地目は畑、面積は109㎡です。昭和45年頃まで耕作していま したが、隣接する土地と一体利用して昭和49年に住宅を建築し、現在に至るとのことで す。今回、非農地申請を行うものです。

なお、非農地受付番号2と関連案件です。

受付番号2の案件は、矢戸の方が所有する畑です。

土地の概要は塩字寺井、地目は畑、面積は52 m²です。昭和45 年頃まで耕作していまし たが、隣接する土地と一体利用して昭和49年に住宅を建築し、現在に至るとのことです。 今回、非農地申請を行うものです。

なお、非農地受付番号1と関連案件です。

受付番号3の案件は、神奈川県厚木市の方が所有する畑です。

土地の概要は、川合字前畑、地目は畑、面積は92㎡です。昭和38年頃まで耕作してい ましたが、昭和39年に住宅を建築し、現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行 うものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事 務

局

事務局、どうぞ。

補足させていただきます。そもそも農地でありながら実際には何らかのきっかけがあり その建物を壊して新しく建物を建てようとしたら、実は底地が農地だったというようなケ ースがまあまああります。原因はいろいろあったと思いますが、たとえば 20 年としても 当然、建築確認はしないといけなかったわけですし、その頃は調べてなかったのかという ようなことが出てくるわけですが、しかしながら現実的にはそういう状況があります。

遡って本来の農地、現況の回復を命令するのかというようなお話しも出てきますが、そ れではあまりにも現実的ではないということで、20年以上前から同じ建物が建っている という証拠等がはっきりした場合に、現実に即しまして地目は農地ですが、現状としては 長い間農地として使われていない、農地ではない、非農地ということで証明を出してもら いたいということで、今回は3件の申請がありました。その申請に従い現状を確認し、申 請のとおりであるということが確認できた場合には、農地ではないという証明を出すとい う流れになっております。この証明を、たとえば、今建っている建物を壊し、新しく建物 を建てようとすると、底地が農地では建てることができませんので非農地証明を申請して 農地ではないという証明をしてもらったうえで、新しく建物を建てるというような場合が まあまあ見受けられます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から、発言をお願いします。

1、2番塩お願いします。

二宮委員

受付番号1、2について7番二宮が報告します。事務局から説明があったように49年に 建築し現在も居住されているという状況です。先ほどもありましたように、20年以上住 んでいるのは、非農地として認めるべきだろうということです。

議 長 ご苦労さまでした。3番川合お願いします。

大澤委員

受付番号 3 について 2 番大澤が報告します。39 年に小屋を建築し、現在に至っており ます。今回、もう川合に住まわれないということで、この土地をなぶろうとした時に農地 が残っていることが分かり非農地証明が出されました。50年以上の年数が過ぎており、 小屋が建っておりますのでやむを得ないと思います。

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、 議 長 ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

ご意見もないようですので、お諮りいたします。 議 長

> 日程第5議案第45号、「土地現況確認申請書(非農地)の承認について」は、原案のと おり申請地が非農地にあたるものとして、本案件については、これを証明し、県に進達す ることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、県に進達することに決しました。

> 日程第6、議案第46号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地 利用集積計画に対する決定について」を議題とします。それでは、事務局の説明をお願い します。

議案第46号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 務 局 に対する決定について、説明させていただきます。

> その前に、農業経営基盤強化促進法第18条ですが、通常農地法のなかでは賃貸借とか 貸借権を設定して何年かして更新というかたちをとっております。これも同じように期間 を定めて貸借権とか貸借権を設けて貸し借りを行うものです。農地法とは異なりまして、 期間が来ると土地の所有者に農地を返すというかたちのものです。そのため、今まで農地 法で貸し借りを行っていた方も、農業経営基盤強化促進法の貸し借りに移行される方が多 くなってきているのが現状です。借人ですが、たとえばJAとか農業を主体とした法人の 方が借り受けて耕作をされるということが多くなってきております。

それでは、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借2件、2,039㎡の集積となります。

受付番号 1 は、本巣市の貸人の方と借人の大森の法人との間での使用貸借権の設定で す。

土地の概要は、下切字花立外3筆、地目は田、面積は合計1,593㎡、新規設定1件で、 平成39年までの10年間、利用集積を図るものです。

受付番号 2 は、春日井市の貸人の方と借人の柿田の方との間での使用貸借権の設定で す。

土地の概要は、柿田字月田、地目は田、面積は 446 ㎡、新規設定 1 件で、平成 34 年ま での5年間、利用集積を図るものです。

只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませ んか。

【意見なしの声多数あり】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、議案第46号、「農業経営基盤 長 強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原 案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議

長

事

議

長

議

【異議なしの声多数あり】

ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛 てに報告します。

議 長

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。 委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。 これをもちまして、平成29年第9回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。 誠に、ご苦労様でございました。

<その他>

協議 • 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 届出者6名

田 22 筆 面積 12,963.61 ㎡ 畑 23 筆 面積 6,155.57 ㎡ 合計 45 筆 面積 19,119.18 ㎡

- 2. 農地現況調査について
- 3. 今後の日程
 - ①現地確認 8月31日(木)
 - ②第10回総会 9月5日 (火) 午後1時30分から